

喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児のおむつ交換又は授乳を行うスペースとして移動式赤ちゃんの駅を市内で開催される行事、事業等(以下「イベント」という。)に貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資するため、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 この要綱における移動式赤ちゃんの駅とは、別表1に掲げる備品によって構成されるものとする。

(貸出しの条件)

第3条 貸出しの対象となる団体等及びイベントは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で開催されるイベント
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体等及びイベント
- (4) 営利を主たる目的としないイベント
- (5) 法令又は公序良俗に反しない団体等及びイベント

(貸出し対象者)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができるものは、前条に規定するイベント等を開催する主催者(団体等の代表者)とする。

(貸出しの申込み)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとするもの(以下「申込者」という。)は、喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、貸出しを受けようとする日の6か月前から7日前までに申込書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書(第2号様式)又は喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

(貸出しの期間)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合はこの限りではない。

(貸出料)

第8条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出しおよび返却)

第9条 移動式赤ちゃんの駅貸出承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、自らこども課において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申込書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 善良な管理者の注意をもって適正に管理及び使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第11条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出し承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の場合において既に移動式赤ちゃんの駅を貸し出している場合は、使用者に対し返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第12条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任及び負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の場合において補修等が困難な状態まで破損又は汚損しているときは、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(免責)

第13条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

別表1 貸出し物品一覧

授乳・おむつ替えテント	1張り	折りたたみ椅子	2脚
サイドシート	4枚	テント用注水式ウェイト	4個
折りたたみ式おむつ交換台	1台	グランドシート	1枚
のぼり、棒、土台	2セット	折りたたみテーブル	1脚

第1号様式（第5条関係）

喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

喜多方市長

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 名

印

移動式赤ちゃんの駅の貸出を下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
イベント内容	
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
開催場所	
参加費等	無 ・ 有 (円)
貸出希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
連絡先 (担当者名・電話番号)	担当者名： 電話番号：

※イベント内容がわかる資料（チラシ等）を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

年 月 日

様

喜 多 方 市 長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました喜多方市移動式赤ちゃんの駅の貸出について、
下記のとおり貸出しを承認します。

記

団 体 名	
貸 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
イ ベ ン ト 名	
開 催 場 所	
備 考	
そ の 他	

第3号様式（第6条関係）

喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

年 月 日

様

喜 多 方 市 長 ㊟

年 月 日付けで申請のありました喜多方市移動式赤ちゃんの駅の貸出について、
下記のとおり不承認とします。

記

イベント名	
不承認理由	

第4号様式（第11条関係）

喜多方市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

年 月 日

様

喜 多 方 市 長 ㊟

年 月 日付けで申請のありました喜多方市移動式赤ちゃんの駅の貸出について、
下記のとおり取消しますので通知します。

記

団 体 名	
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
イ ベ ン ト 名	
開 催 場 所	
取 消 日	年 月 日
取 消 理 由	